

北海道告示第11733号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和8年4月6日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和7年12月4日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール旭川駅前

旭川市宮下通7丁目1番地 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北海道ジェイ・アール都市開発株式会社 代表取締役社長 前川 直之

札幌市北区北6条西7丁目5番地22

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前)

住 所：札幌市西区琴似1条1丁目1番12号

代表者の氏名：代表取締役社長 横山 浩二

(変更後)

住 所：札幌市北区北6条西7丁目5番地22

代表者の氏名：代表取締役社長 前川 直之

(4) 変更の年月日

(住所) 令和7年9月17日

(氏名) 令和7年6月20日

(5) 変更する理由

(住所) 事務所を移転したため

(氏名) 株主総会及び取締役会において代表取締役が変更になったため

2 届出年月日

令和7年10月10日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和7年12月4日（木）から令和8年4月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで